

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部長 原 一弘



令和7年4月14日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 内閣法制局説明資料 令和7年2月」

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公正取引委員会委員長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。審査請求書を提出する場合は、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)の規定により、正副2通を提出してください。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

2 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(注)
電磁的記録 1ファイル	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円	980円	680円